

# 業務指示書

## ブルキナファソ国第三次中学校建設計画準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年11月21日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年11月27日までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

##### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

##### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めるこにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(O) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない、ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 本件の執行に際しては、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません

( ) 認めます

(O) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（統括）については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：学校施設建設・整備にかかるBD、OD、DD, SV

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（業務主任/施設計画）】

1) 類似業務の経験：学校建設に係るBD, OD, DD及びSV

2) 対象国又は同類似地域：ブルキナファソ 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 調達情報/機材計画】

1) 類似業務の経験：機材計画、調達・積算に係るBD, OD, DD及びSV

2) 対象国又は同類似地域：ブルキナファソ 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力：語学評価せず

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 【業務従事者：担当分野 教育計画/技術教育】

- 1) 類似業務の経験：技術教育及び教育全般に係る各種調査業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ブルキナファソ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省府統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年11月30日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参考すべきガイドライン等に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。  
なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (4) その他（以下に記載の経費）

地形測量  
地質・地盤調査

航空賃については別紙参照願います。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(XOF 1 = 0.195430 円, US\$1 = 112.201000 円, EUR1 = 127.778000 円)

## 第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、  
( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。  
( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期 : ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所 : JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法 :

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。  
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

- 業務主任/施設計画
- 調達情報/機材計画
- 教育計画/技術教育

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.62 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年12月21日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約） :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」  
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

## 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表  
ブルキナファソ国第三次中学校建設計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	6.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(26.00)	
①業務主任者の経験・能力 業務主任/施設計画	(26.00)	(14.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	6.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	5.00	2.00
ウ) 語学力	3.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	3.00
オ) その他学位、資格等	3.00	1.00
②副業務主任者	( - )	(10.00)
カ) 類似業務の経験	—	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	2.00
ク) 語学力	—	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	1.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(2.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	2.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 調達情報/機材計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 教育計画/技術教育	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

(別紙)

- ① 本案件は、本見積もりに旅費（航空賃）を計上することとする。

なお、契約締結以降、以下の点につき、留意すること。

- (ア)内訳書記載の旅費（航空賃）の総額が増えなければ、航空賃単価（予約クラス）や渡航回数の増減等のやり繰りは可能（フライトクラスは変更不可）。その場合、打合簿で確認する。
- (イ)旅費（航空賃）と直接経費の費目間流用を認める。打合簿で確認すること。
- (ウ)変更契約等で渡航回数の増加が必要な場合は、理由が真に必要と認められる場合のみ、内訳書に記載の、各団員のフライトクラス、航空賃単価（予約クラス）を上限として旅費（航空賃）の増額を認める。
- (エ)精算は、これまでと同様に証憑による実費精算処理とし、経理処理ガイドラインに沿って行う。
- (オ)ただし、経理処理ガイドライン14頁の「(5) 契約履行期間中の留意事項」は適用対象外とする（現地購入等は可能だが、フライトクラスは変更不可）。そのため、見積に関しては、日程変更、価格変動等のリスクを考慮すること。
- (カ)なお、予め打合簿で認められた場合を除き、約款第14条第5項第1号に規定する精算の適用除外となる。契約金額を上回る旅費（航空賃）の精算は不可とする。

以上

## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 要請の背景・経緯

ブルキナファソ政府は、中期開発戦略「国家経済社会開発計画 2016～2020」(Plan National de Développement Economique et Social。以下、「PNDES」という。)において、第一次産業に偏った産業構造からの脱却を目指し、経済構造の変革、教育、高等教育、職業訓練、若年雇用対策等を優先取組事項として掲げており、教育は当国の優先開発分野に位置付けられている。また、2007年に制定された改正教育基本法で基礎教育課程（初等6年間（日本的小学校レベル）から後期初等教育4年間（日本の中学校レベル）までの10年間）の無償化が規定され、初等教育の無償化が実効的になった結果、初等教育の総就学率は、67.7%（2007年）から88.0%（2015年）に向上した。後期初等教育の総就学者数も、公立校では全国で22万人（2008年）から50万人（2014年）へと約2.2倍に増加、総就学率も改善しているものの、47.0%（2015年）にとどまっている。また、教室不足による1教室あたりの生徒数の増加を背景に、学習環境の悪化に伴う学習の質の低下も問題となっている。上記背景から、現行の教育セクター上位計画「基礎教育戦略開発プログラム（PDSEB : Programme de Développement Stratégique de l'Education de Base）2012～2021」では、中等教育総就学率の向上（2021年までの目標値：70.8%）を目標に掲げるとともに、学習環境改善のため1教室あたりの生徒数基準（45～50名）を実現すべく後期初等の新設に取り組んでいる。このような状況を踏まえ、我が国は中央西部州、中央南部州、中央州において「第二次中学校校舎建設計画」（32校 180教室）の協力を現在実施中である。

この様に、後期初等教育課程へのアクセス拡大が引き続き課題となっている一方で、卒業者の失業率が高い点も課題として挙げられており、中等教育課程（高校レベル）卒業者では10%であるのに対し、後期初等教育課程卒業者では27%となっている<sup>1</sup>。その要因として後期初等教育課程卒業生が就業につながる十分な知識・技術を獲得できていないことが挙げられているため、将来の就業につながる教育機会の拡大を目指し、2017年5月に閣議承認された包括的計画である「教育・職業訓練セクター計画 2017～2030」（Plan Sectoriel de l'Education et de la Formation。以下、「PSEF」という。）において、「後期初等教育レベルにおける技術・職業科（以下、「技術科」という。）へのアクセス拡大」が優先課題として明記されている。そのため、PSEFに係る「複数年度アクションプラン2017-2020」（Plan d'Action Pluriannuel 2017-2020。以下、「PAP」という。）の中で、後期初等教育課程全体に対する技術科の割合を現行の0.9%から2020年までに14%に引き上げるとの目標値が掲げられており、その際、予算・人員（特に教員）や施設等のリソースを有効活用するとの方針から、具体的な施策の一つとして、技術科併設の後期初等学校（以下、「中学校」という。）を推進するとしている。このような背景の元、ブルキナファソ政府は中央州、中央西部州を対象とし、普通科および技術科の校舎を併設する中学校の校舎建設および機材整備を行う「第三次中学校建設計画」（以下「本プロジェクト」）について、我が国に対して無償資金協力による支援を要請した。

「第三次中学校建設計画準備調査（以下、「本調査」という。）は、要請内容の必要性及び妥当性を確認し、無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。技術科併設校については、現地調査において、ブルキナファソにおける後期初等技術科教育（Enseignement Post Primaire Technique et Professionnel）を含む技術教育の現況や同政府の政策、対象地域における卒業後の就業機会に係る現況・見通しを踏まえて併設校建設の妥当性や内容を検討・確認する。

<sup>1</sup> «Rapport d'état du système éducatif national du Burkina Faso, Pour une politique nouvelle dans le cadre de la réforme du continuum d'éducation de base, Ministères en charge de l'Education et de la formation, UNICEF, Pole de Dakar de IIPE - UNESCO, 2017.»

## 2. プロジェクト概要

### (1) 上位目標

ブルキナファソにおける後期初等教育へのアクセス及びその質が改善される。

### (2) プロジェクト目標

計画対象地域における後期初等教育（普通科、技術科）の学習環境が改善される。

### (3) 期待される成果

計画対象地域における後期初等教育施設（普通科、技術科）が整備される。

### (4) プロジェクトの成果指標

- 1) 成果指標（数値）：良好な環境で学べる生徒数、1教室当たりの生徒数等。
- 2) その他成果指標：本調査にて検討する。

### (5) 我が国への要請概要

中学校校舎（普通科、普通科・技術科併設校）の施設建設および家具・機材の整備。2018年7月にJICAが実施した予備調査<sup>2</sup>（JICA団員のみによる短期の現地確認調査）にて確認した計画内容<sup>3</sup>は以下のとおり。

#### 1) 施設建設<sup>4</sup>

##### ア 要請校数（全20校）

- ・普通科・技術科併設中学校の施設 3校分
- ・普通科中学校の施設 17校分

##### イ 要請コンポーネント

【共 通】教室棟、管理棟、トイレ棟（生徒用、教員用）、多目的室、調理場、教員宿舎、実験室、運動場

【併設校】アトリエ（実習棟）<sup>5</sup>

#### 2) 家具（生徒用机・椅子、教職員用机・椅子、訪問者応接用家具、棚・書架等）

#### 3) 技術科教育 実習機材（以下の学科が対象）<sup>6</sup>

- ・自動車整備（Mécanique Automobile）
- ・土木・建設（Génie Civil Construction）
- ・電機技術（Electrotechnique）

### (6) 要請対象地域（サイト）：

中央州、中央西部州<sup>7</sup>

### (7) 関係官庁・機関

主管官庁 / 実施機関：国民教育・識字省（MENA : Ministère de l'Education Nationale et de l'Alphabétisation）計画・セクター統計総局（Direction Générale des Etudes et des Statistiques Sectorielles）

### (8) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動・他ドナー等の援助活動

#### 1) 我が国の主な援助活動

<sup>2</sup> 本案件の要請内容（計画コンポーネント、候補サイト、技術科併設校の施設仕様、導入予定学科、必要実習機材等）、技術科教育の現況、当国の開発計画および本案件の位置づけ等を確認するため、先方実施機関との協議等を行い、ミニッツを締結したもの。

<sup>3</sup> 予備調査にて、施設・家具 各コンポーネントの優先順位、および技術科併設校における両科共有施設の想定を確認済み（詳細はミニッツ Annexe2 を参照）。

<sup>4</sup> 施設仕様は実施機関にて既定の標準設計(配布資料を参照)に準ずる。教室数は先行フェーズに準ずる規模（サイトの規模や就学ニーズにより4教室または8教室）を想定。ただし、技術科併設校については、導入学科ごとの想定される定員、それを踏まえた必要教室数について、本調査を通じて確認する。

<sup>5</sup> アトリエの仕様は標準設計の中で詳細の指定がないため、本調査にて確認する必要実習機材の詳細や既存校の事例を踏まえて、先方と協議の上で適切と思われる仕様を提案すること。また、配布資料に含まれる一部既存校（中・校併設）のアトリエ画像も、併せて参照すること。

<sup>6</sup> 先方から提出された学科ごとの必要機材リストは配布資料を参照。

<sup>7</sup> 候補サイトリスト（予備サイトを含む30サイト分）は予備調査ミニッツ Annexe 4 を参照。

## ア 無償資金協力

- ・第五次小学校建設設計画（2012-2017）：コミ開無償、63校 288教室、供与限度額11.37億円（ウエ、ケネドゥグ、トゥイ、バレ、コモエ、レラバ、ブルグ、コルペロゴ、クリテンガ県）
- ・サヘル地方初等教員養成校建設設計画（2009-2014）：コミ開無償、10(一般)教室など、8.4億円(ドリ市)
- ・カヤ初等教員養成校建設設計画（2014-2021）：中央北部州カヤ市。16.71億円
- ・中学校校舎建設設計画（2015-2019）：コミ開無償、30校 180教室、教室棟39棟、管理棟30棟、炊事場30室、トイレ330ブース、机・椅子など。供与限度額11.51億円（中央州、中央プラトー州及び中央北部州）
- ・第二次中学校校舎建設設計画（2017-2020）：施設・機材等調達方式（現地企業活用型）、中学校32校 180教室（教室棟、管理棟、生徒用トイレ棟、教員用トイレ棟など）、供与限度額15.61億円（中央西部州・中央南部州・中央州対象）。

## イ 技術協力

- ・「初等教育・理数科現職教員研修改善計画プロジェクト」（2008-2011）
- ・「初等教育・理数科現職教員研修改善(SMASE)プロジェクト・フェーズ2」（2011-2015）
- ・「学校運営委員会支援プロジェクト」（2009-2013）
- ・「学校運営委員会支援プロジェクト・フェーズ2」（2014-2017）
- ・「公立教員養成校実践的教育機能強化プロジェクト」（2016-2018）
- ・専門家派遣「政策アドバイザー（教育）」（2014-2017）
- ・国別研修「基礎教育課程における教育システム能力強化」（2015-2017）

## 2) 他ドナー等の援助活動

### ＜教育セクター全般＞

- ・EU：基礎教育セクター支援プログラムによる学校建設
- ・世界銀行：教育の質・アクセス改善プロジェクト(PAAQE)による中学校および高等学校建設
- ・カナダ、フランス、ルクセンブルグ、スイス、UNICEF他：CAST(基礎教育セクター特別会計)を通じた基礎教育開発戦略計画(PDSEB 2012-2021)による学校教室などの建設

### ＜技術科教育、職業訓練＞

- ・台湾<sup>8</sup>：技術科中学・高校、および職業訓練センターの施設・機材整備支援、技術指導等を実施。
- ・フランス、ルクセンブルグ、オーストリア、スイスなどが、職業訓練分野にかかる行政能力強化や技術科教育にかかる教員養成等に対する資金援助を実施。

## 3. 業務の目的

本業務では、無償資金協力施設・機材等調達方式（現地企業活用型）（以下、「現地企業活用型」という。）による実施を前提とし、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、プロジェクト実施に対する我が国無償資金協力の位置付け、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費の積算を行うとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項等を提案することを目的とする。

<sup>8</sup> 以下のWEBサイトに支援実績の詳細が照会されている。 <[www.prfp.gov.bf](http://www.prfp.gov.bf)>

#### 4. 実施方針及び留意事項

##### (1) 調査全体の方針

本業務では、後期初等教育（技術科教育を含む）に係る情報収集・分析を行い、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、現地企業活用型による実施を前提とし、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算し、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。また、本業務では、要請内容及び実施済のコミュニティ開発支援無償案件、無償資金協力「施設・機材等調達方式」（現地企業活用型）案件等の実績をもとに、現地仕様・設計に必要と考えられる改善を加えた上で、無償資金協力を実施するために必要な概略設計調査を行う。

##### (2) 無償資金協力の実施段階における実施体制・施工監理体制

本プロジェクトの実施は、被援助国に登録されている業者を対象とした一般競争入札を想定し、本調査を受注した本邦コンサルタント（以下、本邦コンサルタントという。）が現地における入札、現地企業との契約・支払い支援、施工監理、調達監理等を行うことを前提に実施体制を検討する。

また、現地企業の能力を慎重に分析し、必要と判断される場合は、本邦コンサルタントによる現地企業の施工管理支援（建設資機材の調達計画策定支援、施工図、製作図作成支援等）の実施も含め、円滑な事業実施、施工品質の確保に必要な対策を提案し、施工計画／調達計画等に反映する。なお、建設資機材の調達計画及び施工図、製作図等は、現地企業向けの参考資料の位置づけとする。施工監理体制については、先行案件の教訓・好事例についても分析・反映のうえ、経済的にも技術的にも適切な体制を提案することとする。なお、それら提案に際しては、コスト縮減にも十分留意する。

入札公示から契約までの手続、工期遅延・契約解除等の懸念が生じた場合の法務面の対応についてブルキナファソ実施機関の実施体制を確認し、弁護士または調達アドバイザーの配置の必要性の有無等を検討する。また、プロジェクトの実施における4者協議（ブルキナファソ実施機関、本邦コンサルタント、現地企業、JICA）、3者協議（ブルキナファソ実施機関、本邦コンサルタント、現地企業）の実施について検討する。

##### (3) 現地調査の実施方法

本調査においては、①技術科併設校支援方針（学科の妥当性、実習機材の規模・仕様等）および実習機材の現地商社調達可否検討のための情報収集（現地調査Ⅰ）、②概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査Ⅱ、③報告書案をブルキナファソ関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査Ⅲ、の計3回の渡航を予定している。原則として、すべての現地調査について、JICAから調査団員を参加させることを想定している。

##### (4) 技術科併設校の位置付および「現地調査Ⅰ」の実施目的

本案件は過去2フェーズに亘って実施した中学校建設計画に続く案件として、上述のとおり「後期初等教育へのアクセス拡大および質の改善」に貢献する案件として位置付けられている。技術科併設校についても、技術科教育就学促進を新たな戦略目標に掲げた先方実施機関の要請を受けて、上述の上位目標に資する後期初等教育施設の一環として、本案件の計画の一環として含めることとなった。

しかしながらブルキナファソでは、これまで我が国による同サブセクター支援を行った実績は無く、先方の政策・計画や開発状況（就学動向、教員配置状況、カリキュラム開発状況、インフラ整備状況等）、要請内容の詳細確認が必要であったことから、JICAによる

予備調査を実施し、協議事項をミニツツにて合意した（配布資料を参照）。

本予備調査を通じて併設校施設整備方針<sup>9</sup>、導入希望学科、要請コンポーネント、候補サイト等が特定された一方で、引き続き、産業動向や人材ニーズを踏まえた導入予定学科妥当性、中学校段階における教育内容を踏まえた実習機材リストの妥当性等について、精査が必要な状況である。上述の現地調査Ⅰは、これらの関連する情報収集・分析を行い、妥当性の検証およびそれを踏まえた技術科併設校整備方針の検討（特に、中学校段階における技術科教育の施設・実習機材として適正な規模・仕様の検討）を行うもの。

また、本案件は現地企業活用型による実施が想定されているが、要請コンポーネントに含まれる技術科併設校の実習機材について、既存校設置機材や機材リストの記載に一部精密機器や大型機材等の品目も含まれていることから、現地調達の可否や、輸入が必要な場合の現地企業（商社等）のアフターセールスサービスも含めた対応可否、スペアパーツや消耗品の調達事情、実施機関の機材活用・維持管理能力等を確認する必要がある。

上述の情報収集結果を踏まえて技術科併設校の整備方針を検討し、それを踏まえて、技術科併設校の支援方針（校数・対象学科、機材規模・仕様等）を決定する。

#### （5）技術科併設校の支援方針検討に当たっての留意事項

- 1) 当国政府は教育セクター開発の戦略目標の一つに「後期初等教育課程における技術科教育の就学者増」を設定しているが、実現に向けた具体的な戦略や行程計画は示されておらず、サブセクター現況（就学状況、インフラ整備状況、カリキュラム開発状況、教員配置・養成状況）や人材ニーズ（対象州における産業構造や経済状況、導入予定分野における人材ニーズ等）、他ドナーの支援状況等についても、予備調査にて情報収集を行ったものの、引き続き不明点が多い状況である。「現地調査Ⅰ」を通じて、これらについても情報収集を継続する。
- 2) 上述の案件の実施目的（後期初等教育のアクセス拡大）に鑑み、技術科併設校についても、施設・実習機材の仕様検討に当たり、当国の標準設計や既存校の実態を主な参考モデルとする想定である。一方で、既存技術科中学校の大半が高校との併設型であり、他ドナーによる大規模な施設・機材整備支援が行われているケースもあることから、本案件で整備すべき「中学校段階の教育内容を踏まえた適切な施設・実習機材の規模等」に関し、明確な参考基準の整理が必要である。本調査の現地調査Ⅰにて、これらの検討に必要な情報収集および実施機関との協議を行い、国内解析Ⅰにおいて方針を整理する。
- 3) 予備調査期間中に、過去に台湾が既存の技術科中学校・高校の施設・機材整備支援を行っており、本案件における要請学科への支援実績もある点、また今後は中国が同地域からの支援を一部引き継ぐ可能性もある点を確認した。それを踏まえ、現地調査Ⅰを通じて、他ドナーの技術・職業教育セクター支援計画・実績の全体像を確認の上で、本案件にて要請された技術科併設校の位置付、支援意義を整理する。

#### （5）計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で隨時、JICAと十分な協議を行うこと。

なお、特に以下の3つの段階においては、本邦コンサルタントはJICAが開催する会議に参加し、内容を確認すること。

<sup>9</sup> 両科を「一つの学校」として1名の校長の下に、一部施設（ミニツツ Annexe 2 参照）を両科で共有する。

## 1) 現地調査Ⅰ、Ⅱ 前後：

【派遣前】対処方針案を策定の上、対処方針会議等に出席し、提案する。

【帰国後】情報収集・分析結果、それを踏まえた「現地調査結果概要」支援方針案を取りまとめ、帰国報告会等に出席し、報告する。また、「現地調査Ⅱ」帰国時は、併せて設計・積算方針会議に出席し、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

## 2) 現地調査Ⅲ派遣前：計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、対処方針会議等に出席し、計画内容を確認する。

### （6）候補サイト選定に係る調査方針

ブルキナファソ側からは中央州、中央西部州における、20校（20サイト）の中学校の建設（普通科17校、技術科併設校3校）の要請が寄せられているが、予備調査では、予備サイトも含めた計30サイトのリストが提示されており、サイト選定基準についても合意している。本調査において、先方と協議し予備調査における合意事項の変更要否を確認の上で、現地調査Ⅱにおいて各サイトを踏査する。踏査にあたっては、後述の「5. 業務の内容

＜現地調査Ⅱ＞（1）に基づいて、詳細な情報収集・分析を行う。特に、就学需要については、本計画が新設校を対象としているため、周辺の小・中学校の配置状況も含め、十分に情報収集を行うこととする。また、ジェンダー等に関わる現地社会事情も十分に確認し、それを踏まえて施設コンポーネントを検討すること。

これらの結果を踏まえ、JICAはブルキナファソ側との協議のうえで、候補サイトの妥当性や最終的な優先順位について確認の上、合意する。なお、現地調査Ⅱの結果、対象サイトの変更が必要となった場合は、別途対応を検討する。

### （7）計画コンポーネントの優先順位の確認および付加価値の創出

無償の実施段階にあたっては、E／N後の積算・入札結果により計画コンポーネントの一部が実施できない可能性もあるため、対象校および各コンポーネントの優先順位及びスコープカットのリスクについて、ブルキナファソ側と十分協議を行った上で確認を行う。

また、要請内容の詳細を確認した結果、サイト数やコンポーネントを追加する必要性があると判断される場合にはその概要（妥当なサイト数や必要なコンポーネントの内容）を確認し、対象に含める可能性について検討することとする。その際、ブルキナファソにおける後期初等教育施設・機材に係る基準（普通科および技術科それぞれの施設・機材に係る基準）の有無やその内容、既存校の施設・機材整備状況も確認の上で検討すること。

加えて、JICAが行った基礎研究「小・中学校建設の付加価値向上のためのドナー・スキーム比較分析」を参考にしつつ、協力対象地域における社会的ニーズから求められる機能を確認し、本プロジェクトにて付与できる付加価値についても考察を行うこと。

## 5. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。なお、各回の現地調査における調査項目について、別途コンサルタントが適切と考える調査のタイミングがあれば、プロポーザルにて提案することを可とする。

### ＜国内事前準備＞

（1）予備調査ミニッツや収集資料、その他関連資料の解析を行い、プロジェクトの全体像を把握し、調査全体の方針・方法、現地調査計画ならびに協力計画案を検討する。

- (2) ブルキナファソ政府・主要ドナーの教育セクター（技術科を含む）における関連報告書を精査し、基礎情報を収集するとともに、現地調査計画・協力計画を検討する参考とする。必要に応じ、職業訓練セクターにおける関連報告書も確認する。また、上述の対当国向け先行無償資金協力の協力準備調査報告書等も十分確認し、これらの調査にて確認・整理済の事項は「情報の更新」を想定した計画とするなど、効率的な調査の実施方法を検討すること。
- (3) 上記を踏まえて、インセプション・レポート（我が国無償資金協力制度、調査・協力の方針・計画、留意事項、双方の役割分担など）、質問票を作成する。
- (4) 特に、「現地調査Ⅰ」への対応に当たっては、技術科併設校に導入予定の3学科にかかるカリキュラム・機材リスト、一部既存校における既存実習機材にかかる資料等も十分に解析し、現地調査中に後述の＜国内解析Ⅰ＞の記載事項検討に必要な情報が収集できる様、必要な調査方針・計画、留意事項を十分に検討する。

### ＜現地調査Ⅰ＞

#### (1) インセプション・レポートの説明・協議

総括・計画管理団員に協力し、インセプション・レポート（我が国無償資金協力制度[特に施設・機材等調達方式（現地企業活用型）]、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、留意事項、双方の役割分担等）を相手国政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。

#### (2) プロジェクトの背景、目的、経緯の確認

##### 1) 要請内容の確認

先方との協議を通じて、本プロジェクトの政策的な背景・目的を明確にする。また、要請された内容、ブルキナファソ実施体制（組織・予算等）、要請されている各コンポーネントの優先順位について、予備調査からの変更事項を確認するとともに、必要に応じて、新たに確認を要する事項について協議をする。確認する。

##### 2) 教育（技術科を含む教育セクター全般）、社会事情調査

- ア 国家開発計画、教育政策、教育セクター開発計画等、上位計画における本プロジェクト位置づけを確認する。
- イ 本プロジェクトの実施妥当性を検証するために必要となる教育セクターの基本統計、データ、資料等を収集・分析する。また、後期初等技術科教育については、具体的な制度の内容（入学・卒業要件、取得資格、進路等）、学校配置状況、就学ニーズ、就学者プロフィール、カリキュラム等も、併せて詳細に確認する。
- ウ 協力対象地域における後期初等教育施設建設・改修の進捗状況と今後の整備計画、要請対象地域の経済・産業状況を調査し、これらと要請地域・要請サイトの整合性を確認する。
- エ ① 教室あたりの適正生徒数等の基準や通学圏を踏まえた学校設置基準、教育施設整備基準等を確認する。
- オ 対象地域における初等教育及び後期初等教育に関する以下の項目を含む状況を確認し、必要教室数及びコンポーネント等を検討する。
  - ・ 現在の男女別生徒数及び将来の予測
  - ・ 建設予定の中学校に進学が予定される前期初等学校の状況
  - ・ ジェンダー格差
  - ・ 特別な支援が必要な生徒の状況
  - ・ 地域コミュニティーの状況
  - ・ 中学校卒業後の進路状況（普通科、技術科についてそれぞれ詳細に確認する）
  - ・ 対象地域における特異な教育事情、就労事情の有無

- カ ブルキナファソにおける後期初等教員の育成状況と今後の計画を確認する。
- キ 代表的な後期初等教育における年間の学校運営予算（学費、政府補助金等）に関し、予算計画及びその執行管理状況を確認し、施設の維持管理に関する実態を確認する。
- ク 主要な他ドナーによる教育分野全般にかかる事業概要を確認する。特に、後期初等教育施設整備の計画、実施状況（実施体制、設計・仕様、建設費等）を把握し、計画の参考とする。後期初等教育施設整備計画に関しては、計画対象校、協力内容等を確認し、本プロジェクトとの重複がないことを確認する。なお、これらの施設整備計画にかかる情報は、「現地調査Ⅱ」および「現地調査Ⅲ」においても、計画変更の有無を十分に確認すること。また、技術科教育にかかる他ドナー支援状況の確認については後述するが、特に台湾による職業訓練分野・技術教育分野への支援実績があり、今後は中国がこれら的一部を引き継ぐとの情報もある点に留意し、詳細に確認を行うこと。
- ケ ブルキナファソのスクールイヤーを確認する。

### 3) プロジェクトの実施体制の確認

プロジェクト実施機関である国民教育・識字省 計画・統計局について、その組織・人員体制、財政・予算、施工監理技術水準等の実施体制を確認する。

## (3) 技術科併設校 支援方針検討にかかる調査

### 1) 技術科教育 開発状況調査

- ア ブルキナファソの技術科教育開発政策、戦略目標実現に向けた具体的な計画（インフラ整備計画、優先学科等）および本案件の位置づけを確認する。
- イ 技術科教育制度の概要（対象段階、入学要件、就業年限、卒業要件、取得可能資格、進学可能性等）、開発状況（中学校段階における開設学科、カリキュラム整備状況、インフラ整備状況等）、および制度改革計画の有無・進捗等を確認する。
- ウ 就学動向（就学者数、就学率、終了率等）にかかる地域ごと（全国/州ごと）および分野・学科・職種ごとの情報を確認する。
- エ 職業訓練分野についてもブルキナファソの開発政策・戦略、制度、開発状況等を確認し、当国が掲げる「若者の就業促進」に当たっての技術科教育/職業訓練分野間の役割分担、それを踏まえた両者の政策・計画の整合性や妥当性を確認する。

### 2) 産業動向、人材ニーズにかかる調査

- ア ブルキナファソの経済・産業開発政策、対象地域における産業動向やそれを踏まえた人材ニーズについて確認し、技術科中学校の新規整備や導入予定学科の妥当性を確認する。
- イ 上記の情報収集結果を踏まえて、先方実施機関と協議の上、ブルキナファソにおいて期待される「技術科中学校卒業者」の人材像（労働市場において期待される役割、知識・技術レベル）を整理する。

### 3) 既存技術科中学校の運用状況の確認

- ア 中学校段階のみを対象とした公立技術科校の開設状況<sup>10</sup>、サイト周辺および道中の治安状況について事前に情報収集を行った上で、訪問可能なサイトについて視察し、施設・実習機材の整備・活用状況、就学状況（男女別、年齢

<sup>10</sup> 先方実施機関より提出のあった公立技術科中学・高校リスト（配布資料を参照）によると、中学校段階のみを対象とした公立技術科校が全国で7校設置されている（他の学校は中学・高校併設型、乃至は高校のみ）。

別の就学者数等)、卒業生の進路動向、教職員配置状況(教員については普通科教科/技術科教科別、資格・職制・雇用形態別の配置人数等)、周辺の社会・経済状況、教育事情等を詳細に確認する。

イ 対象地域の一つである中央州において<sup>11</sup>既存の公立技術科中学・高校併設校を視察し、中学校段階における就学状況、教育状況(特に実習機材の活用状況)、卒業生の進路動向、教員配置状況等を詳細に確認する。

#### 4) 教員養成制度、教員配置状況、教員の技術力等の確認

ア ブルキナファソにおける技術科教員養成制度(養成校入学・修了要件、取得可能資格の種類、教育内容等)、当国の技術科教員養成政策・計画(優先分野・学科等、技術科教育推進政策に対応した必要な教員の確保策等)及びその進捗を確認する。

イ 技術科教員養成校設置状況、就学状況(分野・学科ごとの就学者数等)および卒業生の進路動向等を確認する。

ウ 既存公立技術科校における既存教員の配置状況(分野・学科、資格ごと等の配置状況)、および未就業有資格者の規模等を確認し、上述の情報収集結果も踏まえ、各学科(特に本案件の要請対象3学科)の教員確保目途を確認する。

#### 5) 他ドナーによる支援状況・計画の確認

他ドナーによる技術科教育分野及び職業訓練分野における支援実績・計画を詳細に確認し、本案件要請との重複の有無を確認の上、本案件の位置づけ・支援意義等を整理する。特に、上述の通り予備調査期間中に視察した技術科中学校・高校への施設・機材整備支援を行っていることが確認されている台湾については、支援の支援の全体像(支援対象校・施設、対象学科、対象教育段階、支援方法、事業費規模等)や今後の想定(中国により引き継がれる場合は具体的な内容・計画等)を詳細に確認する。

#### 6) 併設校運営にかかる制度整備状況の確認

先方実施機関は本案件により整備する普通科・技術科併設校について、両科を統合した「1名の校長によって管理される一つの学校」として位置づけ、一部施設や教職員等を両科で共有するなどして、経済的・効率的な学校運営に繋げる計画である。一方で、それぞれの科は実施機関内の異なる部局が所轄しており、必要な教職員の配置にかかる規定も異なるため、両科を統合した学校の開設に当たっては、これら規定の改定が必要となる。予備調査の時点では、先方は同改定の必要性・重要性を認識しつつも作業は未着手の状況であったため、本調査において、検討・進捗状況等を確認する。併せて、現行の規定や改定案のドラフト等を入手し、内容を分析の上、必要に応じて改定方針等にかかる助言を行う。

### (4) 技術科併設校 実習機材の調達にかかる調査

#### 1) 既存校設置機材の調達方法の確認

既存校に設置されている各学科の実習機材について、各機材ごとの具体的な調達方法(特に現地調達可否や第三国企業の受注実績有無)、調達に要した期間や教訓の有無を詳細に確認するとともに、第三国企業の受注実績がある場合は、その背景および対象機材、代理店の有無やアフターセールスサービスへの対応可否を含む現地でのサポート体制、スペアパーツ・消耗品の現地調達可否等についても併せて確認する。

<sup>11</sup> もう一方の対象州である中央西部州に設置の既存校2校は高校段階のみを対象としている。

## 2) 現地企業の専門性や調達監理能力に関する調査

- ア 実施機関への聞き取り等により、既存校設置機材の調達を受注した企業やその他の受注先として想定される企業の情報について確認し、本プロジェクトの技術科併設校実習機材調達を受注先として想定できる企業をリストアップする。また、これら企業の会社概要（活動分野、従業員数・構成、財務状況等）、現在の活動状況（近年の類似機材の受注実績）等を詳細に調査し、上述の機材調達にかかる実施能力を有するかどうかを、総合的に検証する。
- イ 上述の検証の結果、これら企業による円滑な機材調達・品質確保について懸念があると判断される場合、想定し得る調達監理支援策やその他留意事項について取りまとめて報告するとともに、後述の＜国内解析 II＞（1）4）施工・調達計画等へ反映する。

## 3) 実施機関負担による実習機材整備可否の確認

実施機関の技術科教育開発にかかる予算計画、特に施設・実習機材整備にかかる予算計画や調達計画、近年の予算配布や新規施設・機材整備にかかる実績、既存校の機材更新実績等を確認し、実施機関が独自に技術科併設校の実習機材整備を行うことが可能かどうかを、総合的に検証する。

### ＜国内解析 I＞

#### （1）後期初等技術科教育における施設・機材整備支援意義の分析

現地調査Ⅰにおける情報収集・協議結果を取りまとめ、ブルキナファソにおける教育セクターの現況及び教育課題、産業・経済動向や人材ニーズ、それを踏まえた技術科教育位置付・役割、無償資金協力による中学校建設支援の必要性、意義等を分析する。

#### （2）導入予定学科の妥当性の検討

上述の分析結果をふまえ、要請されている技術科併設校3校に対する導入予定学科の妥当性を検討する。その際、産業動向・人材ニーズ、カリキュラム整備状況、必要実習機材の規模や現地調達・維持管理の可能性、教員の確保可否、他ドナー支援実績・計画との重複の有無、同地域内における高校への進学可能性等、複数の指標を通じて、総合的かつ詳細に分析する。また、他により適切な学科があると思われる場合は、併せて提案する。

#### （3）適正な「技術科中学校」の施設・実習機材規模の検討

上述の検討結果、および本案件の実施目的等を踏まえ、本プロジェクトによる整備支援対象として適正な技術科中学校の施設・実習機材等の仕様・規模の参考モデル案を検討する。

### ＜現地調査 II＞

#### （1）候補サイト状況調査（自然条件等含む）

- 1) 国民教育・識字省と協議し、予備調査にて合意済みの候補サイトおよびサイト選定基準について変更の有無を確認の上、全ての候補サイトの踏査を行い、他ドナーとの重複の有無、就学需要、サイトの形状（敷地の広さ・形状、傾斜）、くい打ちの必要性、特殊土壌の有無、アクセス状況、既存建造物の有無・配置状況、自然条件等、アクセス、土地の確保状況・所有権、水道・電気等のパブリック・ユーティリティの引き込み状況、雨季の施工計画に与える影響、邦人立入にかかる安全性（携帯電話電波状況、幹線道路からの距離、警備状況等）、にかかる調査を行う。これらサイトの状況と選定基準の合致状況等を確認の上で、必要に応じて優先順位の見直しをする。

- 2) 技術科併設校の建設候補サイトについては、想定される計画コンポーネントの内容を踏まえ、十分な敷地が面積の確保、実習機材使用に必要なパブリック・ユーティリティ（電気等）の引き込み等の条件に合致しているか、十分に確認する。
- 3) 付帯施設を含む要請施設コンポーネントの内容および優先順位は予備調査にて確認済みであるが、必要に応じて対象州内の後期初等教育施設の現状等を確認するなどし、その整備の必要性や適切な仕様を確認する。その他、要請されていないが必要なコンポーネントがあれば先方と協議の上、その適否を検討する。なお、敷地の形状や年間雨量等をもとに、計画敷地内における雨水排水のための施設整備についても必要性を検討する。
- 4) 本業務にて行う設計、施工計画、積算について、必要な精度を確保するため、建設予定地における気象、地質、地盤等に係る基本的情報を収集するとともに、以下に示す自然条件調査を行う。自然条件調査については、現地再委託にて実施することを認める。

- ① 地形測量
- ② 地質・地盤調査

自然条件調査の詳細は別紙1のとおりであるが、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、本邦コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

## （2）現地企業、現地コンサルタント、調達事情に係る調査

- 1) ブルキナファソでは先行無償案件として、「コミュニティ開発支援」や「施設・機材等調達方式（現地企業活用型）」の無償資金協力による学校建設を実施しているため、同案件における調達実績及び施工実績の確認を行う。
- 2) 本プロジェクトで現地企業を活用する場合の免税措置、免税対象となりうる事業・団体の種別、税の種類、免税に係る具体的な手続について情報収集を行う。
- 3) 対象国におけるコンサルタント・施工業者に係る登録制度、ランク・カテゴリー区分、政府またはドナーによる同種の規模・内容の工事の入札参加資格に関し、情報収集を行う。特に、登録制度及びランク・カテゴリー区分については、審査・評価基準、登録の更新頻度、同一ランク・カテゴリーに区分される企業数等について情報収集を行う。また、政府またはドナーの同種の工事については、工期及びコストに関し、実績について聞き取り調査を行い、本事業で設定すべき入札参加資格の検討を行う。
- 4) 政府における公共調達の実施主体・手続決裁過程、入札公示から契約までの標準期間等について、法制度上の根拠を含め、情報収集を行う。他ドナーにも聞き取り調査を行い、入札から契約までに要するプロセス・期間に係る検討を行う。契約において現地企業が提出を求められる各種保証について、保証の種類、発行主体、回収に要する手続・期間等をリストアップする。また、公共調達制度をもとに、本事業の入札から契約までのプロセスで留意すべき事項があれば、とりまとめる。（特に、ブルキナファン施工業者に限定した一般競争入札の可能性については必ず確認する。）また、一般競争入札が困難な場合は、指名競争入札の可能性も併せて確認する。
- 5) 先方実施機関に対し、本プロジェクトにおける現地企業等に対する資金支払方法の説明を支援し、実施段階における留意事項等をとりまとめる。
- 6) 先方実施機関に対する聞き取り調査等をもとに、本プロジェクトで想定される規模の工事・家具製作を受注して実施しうる現地企業をリストアップし、同業者に關し、過去3年間の売上、過去5年間の施工元請としての受注実績、過去5年間

の本事業と類似した工事の実績、過去5年間のドナーの建設工事の受注実績、大型トラック・給水車・コンクリートミキサー・発電機等の機材の保有状況、ベンダー・切断機・溶接機及び倉庫を備えた鋼製建具の製作所の所有の有無、従業員数・構成、前払保証等における銀行保証の取得可否等について情報収集を行う。また、過去3年間の財務諸表の収集等により現地企業の財務状況を把握し、本プロジェクトの実施における契約条件（支払回数、マイルストーン方式または出来高方式）の検討を行う。ブルキナファソ実施機関等への聞き取り調査、現地企業により施工された建築物の訪問調査を行い、リストアップした現地企業が本事業で想定される規模の工事・家具製作を受注して実施できるキャパシティを有するかを総合的に検討する。リストアップする現地企業数は、全体で10社程度を目安とするが、本プロジェクトの実施におけるロット数等を考慮してリストアップする現地企業数を決定する。

- 7) 現地コンサルタント事情（会社数、業務内容、要員、技術力、資金力、費用など）を確認する。
- 8) 資機材・労務、資機材の輸送ルート等の調達事情を確認する。
- 9) 入札公示から契約までの手続、工期遅延・契約解除等の懸念が生じた場合の法務面の対応に係るブルキナファソ実施機関の実施体制を確認し、本事業における弁護士及び調達アドバイザーの配置の必要性を検討する。弁護士及び調達アドバイザーの配置が必要と判断される場合には、業務内容・配置期間等に係る仕様書を検討し、配置における留意事項を含め、とりまとめる。
- 10) 現地企業及び現地コンサルタントの技術レベル・施工管理（監理）能力等から、円滑な事業実施、施工品質の確保等が懸念される場合には、施工管理支援策（資機材調達計画策定支援、施工図作成支援）等の方策を提案し、下記＜国内解析＞（1）4）施工・調達計画等へ反映する。その他関連資料の収集及び本プロジェクトを検討する上で調達計画上留意すべき事項を把握する。

#### （3）過去の案件に関する教訓等の情報収集

ブルキナファソでは過去に「コミュニティー開発支援」および「施設・機材等調達方式（現地企業活用型）」の無償資金協力による学校建設を行っている。これら先行案件の実施上の課題や教訓について、調査を行う。特に工期設定、現地企業・調達業者に関する情報、現地入札制度等について十分な情報を得ること。

#### （4）無償資金決済に関する教訓等の情報収集

無償資金協力の資金決済に際しての意思決定フローを確認する。

- ・銀行取極め（B/A）締結：先方負担の銀行手数料の負担組織、日本の銀行とB/A締結先の組織
- ・支払請求：現地企業からの請求、JICAへの請求に際しての実施機関内フロー、JICAへの請求に必要な署名鑑に登録される署名者の確認

#### （5）施工計画調査（関連法規等）

当該国での設計・建設行為の許認可に係る法令の詳細を確認し、本プロジェクト実施にあたり必要となる許認可申請のスケジュール、関連省庁、申請書類の内容、必要経費等を確認し、関連省庁と協議する。

#### （6）ソフトコンポーネント計画

ブルキナファソ側と協議の上、本プロジェクトにおける実施に係る運営面での支援（ソフトコンポーネント）の必要性の有無を検討し、必要性が認められた場合は、ソフトコンポーネント計画を作成する。ソフトコンポーネントについては「ソフトコンポーネント・ガイドライン（第3版）（2010年10月改訂版）」を参照のこと。

## (7) 相手国側負担事項の概要

相手国負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、アクセス道路の確保パブリック・ユーティリティー及び支障物件の移設、交通規制、電気設備の引き込み、社会環境配慮にかかる手続き等）のプロセス、実施タイミング、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面で確約を取り付ける。なお、本プロジェクトではサイト選定、用地確保に際して、原則的に非自発的住民移転が生じないよう留意するが、対応すべき事項がある場合には手続きや所要期間を確認のうえ、先方に対して速やかに対応するよう申し入れ、手続き完了を確認するために証拠書類の提出を求める。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施するタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。この情報は、DD 時にさらに精査・更新されていくものである。

## (8) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT 等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、実施機関負担または事後還付等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。

免税情報は現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA 事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。また、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、成果品として提出する。

## (9) ブルキナファソ側環境社会配慮に関する調査

ブルキナファソ側の環境社会配慮に関する法令規定、関連省庁等を確認し、本プロジェクトの環境社会カテゴリーを確認するとともに、本プロジェクトの実施に際して必要となる諸手続きがあれば、その内容・プロセスを確認する。また、サイト踏査を通じ、サイトの立地環境、環境社会面に係るサイト概況を確認する。

## (10) ジェンダー課題に関する調査

- ア 対象学校における生徒数や教員数の男女別の統計データやジェンダー課題に関する情報を収集し、ジェンダー格差の状況を把握する。
- イ 既存施設視察、女子生徒や女性教員に対するヒアリングを行い、既存施設に対するコメント、女子生徒の就学促進のための改善案に関する情報を収集する。
- ウ 施設計画(設計仕様、トイレ等)に対する具体的なジェンダー配慮事項を提案する。
- エ 女子生徒の中途退学の実態および原因に関する情報を収集し、女子生徒の継続就学を促すための改善案に関する情報を収集する。

## (11) 工事安全対策に関する検討

「ODA建設工事等安全管理ガイドライン」（2014年9月）（以下、「安全管理ガイドライン」）の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、ブルキナファソでの最近の既往調査報告書等やJICA事務所からブルキナファソでの安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する（もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる）。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、「安全管理ガイドライン」の安全施工技術指針及び収集したブルキナファソの工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準

に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりブルキナファソの他案件の事例も踏まえたうえで必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。必要に応じて施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報はJICA事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点でJICA事務所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報についてJICA事務所に確認・合意する。また、現地調査終了時には必ずJICA事務所に報告を行う。

## <国内解析Ⅱ>

### (1) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及びJICAとの協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。現地調査Ⅰから帰国後30日以内を目処に設計・積算方針の要約をとりまとめ、設計・積算方針会議において説明を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。本プロジェクトは、施設・機材等調達方式（現地企業活用型）による実施を想定するので、対象サイトの数・分散度・アクセス等の本事業の実施上のリスクを総合的に勘案し、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

#### 1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

#### 2) 基本計画（施設・設備・実習機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する（要請内容の絞り込みも含む）。その際、施工、調達・据え付け、維持管理にかかるコスト等を勘案し、複数の代替案（構成案）を策定する。

ア 施設計画は、ブルキナファソ施設基準、既存中学校施設（普通科、技術科）の活用状況、カリキュラム、敷地（アクセス、既存インフラ）等の諸条件を踏まえ、要請コンポーネントを検討し、適切な施設計画を作成する。特に、トイレ等の付帯設備、教育家具等については、対象州内の他の後期初等教育施設の現状等を確認するなどして、その整備の必要性を確認する。また、白蟻被害（蝙蝠被害）等の現状を踏まえ、本対策についても検討する。

イ 設備計画については、ブルキナファソ整備基準、既存中学校（普通科、技術科）での整備状況等を確認し、経済的かつ効率的な計画を策定する。

ウ 実習機材計画については、現地調査Ⅰおよび国内解析Ⅰを通じて確認した導入対象学科、技術科中学校として適正な教育内容や施設規模・仕様、教員の技術レベル、既存技術科中学校における実習機材の活用状況・維持管理状況等を踏まえ、経済的かつ効率的な計画を策定する。

#### 3) 概略設計図

#### 4) 施工・調達計画

##### ア 施設・設備

施工監理 / 管理拠点からサイト地までのアクセス状況、役務・資材等の調達事情、自然状況の影響、施工・労務関連法規等を勘案し、適切な施工体制、監理/管理体制、工程計画（工法、工期、入札ロット分け）、品質管理計画（品質基準の確保方法、資材毎の品質確保のための確認方法等）を作成する。

- ・施工・調達方針
- ・施工上の留意事項
- ・施工区分（ブルキナファソ負担工事との区分）
- ・施工監理方針・計画
- ・品質管理計画
- ・資機材等調達計画
- ・実施工程

現地企業の技術レベル・施工監理能力等から、円滑な事業実施、施工品質の確保等が懸念される場合には、施工管理支援策（資機材調達計画策定支援、施工図作成支援）等の方策を検討し、施工計画・調達計画に反映する。

#### イ 実習機材調達計画

上述の「(2) 2) ウ」で整理した機材計画に基づき、現地調達の可能性、維持管理の容易さ（現地での部品調達・修理対応可否、原材料調達可否を含む）等を確認し、適切な調達計画（仕様、個数等）を作成する。

- ・調達・据付方針
- ・調達・据付上の留意点
- ・調達・据付区分（先方負担との区分）
- ・調達・据付監理計画
- ・初期操作指導等計画
- ・品質管理計画
- ・実施工程

#### (2) プロジェクトの運営・維持管理計画

中学校施設の運営・維持管理計画（教員・事務員雇用、生徒募集、資金調達、学校運営等）を整理し、その実現可能性について十分検討する。また、プロジェクトの維持管理を算出する。

#### (3) プロジェクトおよび協力対象事業の概略事業費

プロジェクト全体、及びその中の我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう、留意する。積算に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照して積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を得る。なお、機材の仕様については、入札に対応できる精度を確保する。

#### ＜準拠ガイドライン＞

現地企業を活用する場合の概略事業費積算にあたっては、「無償資金協力施設・機材等調達方式（現地企業活用型）概略事業費積算マニュアル（試行版）（2015年11月）」に基づき積算を行う。

#### (4) 概略事業費に係るコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、現地仕様からの改善や管理体制を勘案した上で、コスト縮減の可能性を十分に検討し、取りまとめる。

#### (5) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成する。

- ア 実施時期
- イ 事業費（総事業費及び内訳）
- ウ 概略の仕様
- エ 入札方法（P Q基準、国際入札／国内入札等）
- オ 契約条件（総価方式／B Q方式、支払い条件（履行保証の有無等）等）
- カ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

#### （6）日本及び他ドナー等の過去の無償資金協力との事業費比較

別紙2「コスト比較表」により過去に無償資金協力により実施された類似案件との建設コストを比較するが、作成に当たっては、配布資料に含まれる先行無償資金協力案件にかかる協力準備調査で作成された同比較表を元に、調査結果を踏まえてより適切な事例があると判断された場合について、更新を行うこと。また、「コスト比較表」については、「事業費等のドナー比較資料」を兼ねて作成することも可とする。

#### （7）予備的経費

本プロジェクトに係る予備的経費の検討のため、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、JICAに提供する。

- ア 経済状況、市場変化にかかるリスク（為替変動、インフレ率等）
- イ 工事量変動にかかるリスク
- ウ 自然条件にかかるリスク（洪水、降雪等）
- エ 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- オ 治安状況にかかるリスク

#### （8）協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

#### （9）想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

想定しうる現地企業の工期遅延に係る各種リスク（資機材調達の遅れ・アンバランス、下請業者、サプライヤーへの支払いの遅れ等）を挙げて分析し、対応策をとりまとめる。

#### （10）プロジェクトの評価

本プロジェクトの成果を定量的かつ的確に評価可能な指標を検討・設定し、同指標設定に必要なデータの収集等を行う。

プロジェクトの評価については、妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的效果、②定性的効果に分類して評価し、定量的效果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。評価指標は、「基礎教育協力の評価ハンドブック」等（JICA図書館データベースからダウンロード可能）を参照し、JICAと協議の上、設定する。

#### （11）準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取りまとめ、その内容についてJICAと協議する。報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力に係る報告書作成のためのガイドライン」（2015年4月改訂版）（以下、「無償報告書ガイドライン」と記載する。）に従う。

### <現地調査Ⅲ>

#### (1) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）を相手国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的持続性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

### <国内解析Ⅲ>

#### (1) 準備調査報告書等の作成

相手国政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力 施設・機材整備方式（現地企業活用型）概略事業費積算マニュアル（試行版）」（2015年11月）及び「無償報告書ガイドライン」に従う。

- ア 概略事業費（無償）積算内訳書
- イ 機材仕様書
- ウ 概要資料
- エ 準備調査報告書
- オ デジタル画像集
- カ 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版

なお、ア 概略事業費（無償）積算内訳書及び エ 準備調査報告書については、<国内解析Ⅱ>（1）プロジェクト内容の計画策定の時期から、JICAと事前打合せを行いながら作成することとする。

### 6. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち（6）から（7）、（9）から（11）を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、ブルキナファソ実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

(1) 業務計画書	: 和文 3 部
(2) インセプション・レポート	: 和文 1 部 : 仏文 1 部
(3) 現地調査Ⅰ結果概要	: 和文 1 部
(4) 現地調査Ⅱ結果概要	: 和文 1 部
(5) 準備調査報告書（案）	: 和文 1 部 : 仏文 1 部
(6) 概略事業費（無償）積算内訳書	: 和文 2 部
(7) 機材仕様書	: 和文 2 部 : 仏文 2 部
(8) 概要資料	: 和文 1 部及び CD-R 1 枚
(9) 準備調査報告書 (※完成予想図を含む。)	: 和文（製本版）8 部及び CD-R 2 枚 : 仏文（製本版）15 部及び CD-R 2 枚 : 和文（簡易製本版）2 部及び CD-R 1 枚
(10) デジタル画像集	: CD-R 2 枚（デジタル画像 60 枚程度）

(11) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版	: 英文 2 部 : 仏文 2 部
(12) 免税情報シート	: 1 部 (和・英・仏文混合の既存シートを更新)

- 注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条（改訂版）に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。
- 注2) (2) インセプション・レポートについては、円滑に現地調査を開始するために予め日本出発前に仏文を作成し、JICAに提出する。
- 注3) (6) については「無償資金協力 施設・機材整備方式（現地企業活用型）概略事業費積算マニュアル（試行版）」（2015年11月）を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」（2015年4月）を参照することとする。
- 注4) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。
- 注5) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2014年11月）を参照する。
- 注6) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。
- 注7) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、仏文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 調査実施スケジュール

2019年1月下旬より国内事前準備を開始、2019年2月中旬以降より現地調査Ⅰを行い、帰国後に国内解析Ⅰを実施した上で、技術科併設校支援方針や本案件の支援計画を検討する。2019年5月以降に現地調査Ⅱを行い、帰国後に国内解析Ⅱを実施し、2019年11月までに概略事業費積算を行う（積算審査に要する期間を含む）。2019年11月下旬以降に現地調査Ⅲ/準備調査報告書（案）説明、2020年1月までに概要資料を提出、2020年5月までに準備調査報告書を作成・提出する。

#### 調査実施工程（案）

	2019年												2020年				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
国内事前準備	■																
現地調査Ⅰ		■															
国内解析Ⅰ			■														
現地調査Ⅰ結果概要			▲														
現地調査Ⅱ				■													
現地調査Ⅱ結果概要					▲												
国内解析Ⅱ						■											
準備調査報告書（案）									▲								
現地調査Ⅲ（DOD）										■							
概略設計/概要資料提出											▲						
最終報告書提出													▲				

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目安（調査期間全体）：約 17.80 M/M（通訳は含まず）

(2) 業務従事者の構成

- 1) 分野構成 : (a) 業務主任 / 施設計画（2号）  
(b) 建築設計 1 / 設備計画  
(c) 建築設計 2 / 設備計画  
(d) 施工計画 / 積算  
(e) 調達情報 / 機材計画（3号）  
(f) 教育計画 / 技術教育（3号）  
(g) 通訳（仏語）

2) 現地調査Ⅰ : (a) (e) (f) (g)

3) 現地調査Ⅱ : (a) (b) (c) (d) (e) (f) (g)

4) 現地調査Ⅲ : (a) (b) (g)

\*業務従事者構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な業務従事者構成があると考える場合、理由とともにプロポーザルに含めて提案すること。

#### (3) 通訳

本調査にて配置する通訳（仏語）は、現地での通訳傭上を優先しつつ、必要に応じて日本から参団する通訳団員とすることも認めるが、その場合は理由とともにプロポーザルにて提案すること。傭上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載すること。なお、現地での傭上、日本からの参団にかかわらず、通訳傭上費は本見積りとする。

### 3. 配布資料等

#### <配布資料>

- ①予備調査ミニッツ
- ②予備調査 収集資料 一式
- ③無償資金協力 施設・機材等調達方式（現地企業活用型）の試行について
- ④進捗報告書（Project Monitoring Report）様式（仏語）

#### <参考資料>

##### (1) 以下の資料については JICA ホームページ

- ([http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant\\_aid/guideline/index.html](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/index.html)) にて入手可能
- 1) ソフトコンポーネント・ガイドライン（第3版）（2010年10月改訂版）
  - 2) 無償資金協力に係る報告書作成のためのガイドライン（2015年4月改訂版）
  - 3) 協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月）及び同補完編（2017年7月改訂）  
([http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant\\_aid/guideline/plan\\_man.html](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/plan_man.html))
  - 4) 「施設・機材等調達方式（現地企業活用型）に係る概略事業費積算マニュアル（試行版）」（2015年11月）  
([https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant\\_aid/guideline/design\\_integration\\_01.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/design_integration_01.html))

##### (2) 以下の資料については JICA 図書館サイト(<http://libopac.jica.go.jp/>)にて入手可能

- 1) ブルキナファソ 第二次中学校校舎建設設計画計画準備調査報告書（簡易製本版）  
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031102.html>)
- 2) ブルキナファソ 中学校建設設計画計画準備調査報告書  
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031102.html>)
- 3) ブルキナファソ カヤ初等教員養成校建設設計画準備調査報告書  
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000017259.html>)
- 4) ブルキナファソ 第五次小学校建設設計画準備調査報告書  
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12082053.pdf>)

##### (3) 以下の資料については JICA ナレッジサイトより入手可能

- 1) 基礎研究報告書「小・中学校建設の付加価値向上のためのドナー・スキーム比較分析」  
(<http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0101.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/6e1c781e50c697d249257f0d000b9591?OpenDocument>)
- 2) 基礎教育協力の評価ハンドブック  
(<http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0101.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/622ece420830351349257961000bea9b?OpenDocument>)

### 4. JICA 等からの参加団員の構成と現地調査行程(案)

すべての現地調査について、相手国関係機関との協議及びミニッツ（仏語、英仮訳付）の取りまとめのため、JICA からの団員が参加することを想定している。

### 5. 現地再委託

現地再委託を想定している自然条件調査にかかる以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することができる。

- ・地形測量
- ・地質・地盤調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン（2017年4月改訂）」に則り選定および契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地企業の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、これらの調査に要する経費については別見積とする。

## 6. その他の留意事項

### (1) 無償資金協力事業の実施体制

本プロジェクトが我が国無償資金協力（施設・機材等調達方式）として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、ブルキナファソ政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザルの作成ガイドライン」（2017年9月）の様式4-2および様式4-3を準用した表を添付する。

### (2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任及び通訳は総括の滞在期間中、原則として総括の調査に同行するが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

## 7. 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAブルキナファソ事務所、在ブルキナファソ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう、留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

## 8. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑惑事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上

ブルキナファソ第三次中学校校舎建設設計画準備調査に係る  
自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本プロジェクトにより新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本プロジェクトの妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、ブルキナファソ要請内容も勘案の上、本邦コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目（例）

(1) 地形測量

目的：施設の平面計画を行うために必要な地形の情報を把握する。

内容：平面測量、水準測量等

(2) 地質・地盤調査

目的：建築物の基礎設計に必要な情報を収集する。

内容：サウンディング試験、試掘等。また膨張性土等の有害土の有無の確認。

3. 対象サイト：全調査対象サイト（現地調査Ⅱにおける調査対象サイト）を調査対象とすることを前提として計画する。

以上

※各項目に記載されているものはサンプルである。記載されている内容を参考に本資料を作成する。

項目		A 国		
		一般無償 中学校建設計画 基本設計調査（19XX年）	コミュニティ開発支援無償 学校建設計画 概略設計調査 (平成XX年度)	XX国ドナー（または世銀） 学校建設
積算時期		19XX年8月	20XX年6月	20XX年4月
基本コンポーネント		普通教室、理科室、図書室、多目的室、教員室、管理室、便所、	普通教室、図書室、事務部門、教員室、一般理科室、化学・生物実験室、物理・技術実験室、美術工作室、コンピューター室、倉庫、便所、カンティーン及びエード、家庭科室	普通教室、図書室、事務部門、教員室、理科実験室、コンピューター室、倉庫、便所
建物	教室棟	3階-4階	3階-4階	3階
	便所棟	教室棟に含む	教室棟に含む	教室棟に含む
	教員住居	なし	なし	なし
平面計画	教室	寸法	6.6M×8.25M	6.55M×8.1M
		面積	54.4 m <sup>2</sup>	53.0 m <sup>2</sup>
		生徒数	40	40
構造・仕上げ	基礎	布基礎	独立基礎2校、杭基礎3校	布基礎一部杭基礎
	構形式	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート
	床	テラゾータイル	テラゾータイル	テラゾータイル
	壁	モルタル/塗装	モルタル/塗装	モルタル/塗装
	屋根	アスファルト防水	伸縮性塗膜防水	アスファルト防水
	天井	モルタル薄塗り/塗装	モルタル薄塗り/塗装	モルタル薄塗り/塗装
工 期		13か月/期分け	17.0か月	12.0か月
総延べ床面積		53,974.55 m <sup>2</sup>	10,580.83 m <sup>2</sup>	1,787.00 m <sup>2</sup>
教室棟床面積		53,974.55 m <sup>2</sup>	10,580.83 m <sup>2</sup>	1,787.00 m <sup>2</sup>
建設教室数 (普通教室のみ)		388	69	12

項目	A 国		
	一般無償 中学校建設計画 基本設計調査（19XX年）	コミュニティ開発支援無償 学校建設計画 概略設計調査（平成XX年度）	XX国ドナー（または世銀） 学校建設
総事業費	4,040,920,622 円	904,843,576 円	99,066,786 円
直接工事費	2,664,706,965 円	630,355,061 円	99,066,786 円
間接工事費	903,673,945 円	0 円	0 円
家具・機材費	85,392,379 円	45,611,692 円	0 円
調達代理機関費	0 円	95,603,629 円	0 円
設計監理費	387,147,333 円	130,519,560 円	0 円
ソフト コンポーネント費	0 円	0 円	0 円
弁護士費	0 円	2,753,634 円	0 円
直接工費との比較 為替レート	US1=119.00 円	US1=106.73 円	US1=106.73 円
平米単価	49,370 円/延m <sup>2</sup>	59,575 円/延m <sup>2</sup>	55,437 円/延m <sup>2</sup>
教室単価	6,867,801 円/教室	9,135,581 円/教室	8,255,566 円/教室
物価指数			
19XX年=100	100	145	145
物価修正考慮後	1.45	1.00	1.00
為替レート修正 考慮後	0.90	1.00	1.00
平米単価	64,427 円/延m <sup>2</sup>	59,575 円/延m <sup>2</sup>	55,437 円/延m <sup>2</sup>
教室単価	8,962,481 円/教室	9,135,581 円/教室	8,255,566 円/教室